

	全教・枚方教職員組合 枚方市西禁野 1-1-3		 組合ホームページ
	No.2022 2026.10.1.	TEL 848-3300 Fax 848-3052	

「主務教諭」 人は増えないのに「職責」は増加 東京など「多忙化に拍車」「教職員の共同、自発性損ねる」

各学校で校長から「主務教諭」についての説明などが降ろされています。
 昨年の給特法改定に伴い、働き方改革や教員処遇改善とは全く異質の「主務教諭」が文科省の意向で盛り込まれました。

主務教諭とは？ 首席、指導教諭に続いて設けられた新たな「職」

主務教諭は、主任と似た名前ですが、年度ごとに任命されたり、誰かが必ずというものではなく、首席、指導教諭のように、「選考」で就任。その職に就けば、原則転勤や年度替わりにかかわらず継続されるものです。
 文科省は「処遇改善」と理由付け、教諭より月額 6000 円程度上乗せされる新たな給料表が設定されることとなります。

増やされる「職責」「主務教諭だからやって当然、責任持ってもらわないと」に

主務教諭になれば、それに伴って、「主務教諭として求められる職責」が決められ、「主務教諭だからやって当然、責任持ってもらわないと」と求められることが一気に増やされます。加配などなく、人は増えません。
 ○学校運営を担い、学校内外との連絡調整 校内委員会、分掌の主任・まとめ役、首席のサポートなど
 ○初任者、経験の少ない教職員への助言、支援など
 しかし、主務教諭は管理職でないため、「管理監督権限」「職務命令」はなく、あくまで助言や支援になります。

「学校に必ず〇人」の義務はなく、「本人の意向・同意」が大前提です

「主務教諭」は「書類選考」をもとに任命されますが、(校長の推薦候補名簿をもとに)教育長が府教委に推薦することで選考されます。

しかし、これも、首席や指導教諭と同じく、あくまで本人意向・同意が前提であることは当然です。このことから、対象の教職員への十分な説明や理解を尽くすことが市教委、管理職に求められます。

改定給特法に伴い設けられる「主務教諭」は法令上設置義務はなく、「置くことができる」とされ、必ず学校の中で、誰かが主務教諭に何人かなければならないものではありません。

これらの点からも、「主務教諭」に応募しなければいけないようなプレッシャーがあってはなりません。

先行自治体では「多忙化に拍車」「モノ言えない学校運営」が

東京都や大阪市では先行して設置された「主務教諭」で、「多忙化に拍車」がかかり、「物言えない学校運営」が広がり、学校教育に大きなゆがみが出てきているとされます。

- 「主任教諭」に膨大な業務と責任が集中、現場の多忙化は解消されず
- 主任教諭以上の会議で学校運営に関することが決められる 職員会議がない。
- 「ベテランを見習って学ぶ、若手を励まし支える相互補完しあう組織は破壊された」
- 年代問わずなんでも言い合える雰囲気なくなり、本音で子どもや授業について自由に話し合うことが減った」 (東京都教組のアンケート・学校実態の報告から)

主務教諭で現場の求める処遇改善、多忙化解消にはつながりません。少人数学級、教員定数増、市教委からの課題、業務の削減こそ必要です。

全教（全日本教職員組合）の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう

全教・勤務実態調査への協力をお願いします

「時間外勤務」「休憩時間」「持ち帰り業務」「休日勤務」の実態を明らかにしよう

長時間過密労働や「穴あき」が大きな社会問題となり、昨年、給特法が50年ぶりに改定されました。しかし、改定後も 長時間過密労働の実態は依然改善されていません。

それどころか、「穴あき」「欠員」の放置ともいえる状況があり、より深刻となっているのではないのでしょうか。さらに、「業務量管理計画」のもと、管理職から「早く帰るように」と繰り返し声かけされるという報告も聞いています。

大教組では多くの教職員にアンケート協力をいただいて、学校現場の勤務の実態を把握して、大阪府・教育委員会との 交渉にいかしていこうと呼びかけています。

このアンケートは、全教が呼びかけ全国で実施されます。(大教組として一部、質問項目を加えています。)全教はアンケート結果を可視化し、文科省との交渉資料としての活用、社会的なアピールをします。

9/28~10/30 の中の 1 日についてお答えください。組合員以外の方もお願いします。⇒



先生が忙しすぎて「頼れない」、小4 児童が市議会で訴えた

鳥取市「子ども未来会議」での小学生の発言 (2026 年 8 月 13 日朝日新聞より)

鳥取市で 2023 年の子ども基本法に基づき、市政に子どもの意見を反映させようと始まった「子ども未来会議」で市長などを前に、小学 4 年の女子はこう訴えました。

友だちから聞いた。

〈先生に話したいことがあったのに、すぐに姿が見えなくなった〉

〈急いで話しかけたら、思っていたことをうまく伝えられず、勘違いされてモヤモヤした〉

〈ある先生に「ダメ」と言われたことを、別の先生に聞いたら「いい」と言われた。どっちも話をゆっくり聞いてもらえなくて〉

きっと、先生たちが忙しすぎるんだと思った。

仕事を分担すれば、1 人の負担は減る。先生にゆとりがあれば、子ども一人ひとりのことを考えてくれる。

そうすれば、安心して先生に頼れる。子どもも先生も楽しい学校生活が送れる――。

「子どもは悲しい気持ちが減り、楽しく勉強ができるようになります」

成長する中で、揺れ動く心に戸惑いながらも、子どもたちは信頼できる大人や周りの友達・仲間に関心を持ってほしい、向き合ってほしいという思いを心の底に持っています。

勉強や友達関係など思うようにいかずに悩んだり立ち止まることも多い中で、自分のことを見てくれる、話を聞いて向き合ってくれる、そんなことが、困難や課題、悩みを乗り越え成長していくエネルギーにつながります。

これは効果があると大きく取り上げられる〇〇教育などの方法論以前の、教育の原点である信頼関係、関係性の持つ力といえます。

委員会主導の働き方改革で、「削れるものは削る効率化」で、文科省・委員会が進める課題以外が軽視され本当の働き方改革、子どもとの向き合う時間、子どもの人間的なつながりや成長をはぐくむ取り組みがどうなっているのか、保護者も含めて一緒に考える必要があります。

平和新聞、コリアタウン校外学習へ議会で質問 「沖縄の基地」のテーマ「抗議する人の声」の例示が 「政治的中立性を欠いた、偏った扱い」！？

市議会の質問の中で、中学校の平和新聞課題プリント、コリアタウンの校外学習を取り上げ、「政治的中立性を欠くもの」「偏った教育になるような事象」と問題視して市教委に質問がありました。さらに、学校の(学習資料の適切性、外部講師選定などのチェック)体制について市教委はどう考えているのかと追及がありました。しかも、この質問に対して市教委は議員の指摘をそのまま受け入れるかのような答弁を行っています。

■「政治的中立性を欠く意図はないが、誤解を招く結果となり配慮不足であった」(学校教育部長)

■「生徒や保護者に不安を抱かせる事態になりお詫び申し上げます。様々な見解を提示するよう配慮すること、組織的なチェック体制の確立を、改めて指示いたします」(教育長)

この一連の質問、答弁は、学校や教員の授業、教育活動を委縮させ、自己規制に導くものであり、結果として学校の教育内容への政治の介入、教育課程編成権の自主性を奪い、政府や政権政党の主張を中心に学校教育が行われるようにされていく危険性があります。

具体的な指導の事実にかかわらず、「沖縄の基地問題」のテーマ、「抗議する人の声」を例示で「政治的中立に反する偏った意見」?????

議会での質問の中心的な主張、問題点とする組み立ては以下のようになっています。

- (1) 「在日米軍基地移転問題や、基地問題に抗議活動をしている人々へのインタビューがテーマの例として挙げられている」
- (2) 「学習指導要領では、平和学習などでは特定の事象や意見に偏ることなく児童生徒が多面的、多角的な視点から自ら考える力を養う指導が求められる」
- (3) 「コリアタウン校外学習で生徒講話した NPO の人が、ホームページその他で政治的な主張をしている」
- (4) 「この取り組みが政治的中立性を欠いたものになっているのではないか」
- (5) 「テーマ例として挙げられているのが基地問題に特化したように見えるのは、一方からのとらえ方を子どもたちに強いるものではなか」

具体的な子どもへの指導や、事前学習で「多面的、多角的な視点から自ら考える」ことを妨げるような具体的な指導があったのかは示されることなく、テーマなどの例示を取り上げて、「偏った」教育内容で、「政治的中立性を欠く」ものと、一方的にラベルを張っているのと同じこととなります。

文科省指導資料、過去の判決「特定の主張を支持反対するような教育」は禁止も、 「特定の主張、政策を取り上げること違反するものではない」

教育法令、学習指導要領などから、本来、教育課程の編成、具体的な教育活動の計画、実施は教職員・学校にゆだねられるものです。

文部科学省も指導資料で「特定の政策や主張を支持・反対するような教育」は教育基本法で禁じられているが、「特定の主張や政策を取り上げ、批評することが直ちに違反するものではない」と明確に述べています。

(総務省・文部科学省(2015)『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために 活用のための指導資料』)

かつて、高校教諭が授業中に安保条約の問題点や資本主義経済の問題点をとりあげた内容をもって都立高校側が「公正・中立を欠く」と解雇処分した事件がありました。(目黒高校教諭事件)

このことを不当とする裁判の判決では、**授業内容が「政治的中立性に反する」とは言いがたい」とするだけで**

全教（全日本教職員組合）の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう

なく、「教員は自由と自主性を保持し、…不当な支配ないし影響力から防御されなければならない。…行政機関、その他の団体・個人は教員の具体的活動の内容に立ち入って命令、監督することは避けなければならない」と断定しています。

特定の社会的な主張・考えを持たせるような指導、運動を直接学校や子どもに持ち込むような指導の事実があったかの検討もなく、テーマ、記事の例示だけで「中立性を欠く」と取り上げること自身が問題といえます。

吉村洋文元大阪市長の「犬笛」で 公立中・慰安婦問題授業への激しい「バッシング」も 府教委・6か月の調査でも「偏向した内容を教えるものではなかった」

2018年に大阪公立中で慰安婦問題を授業で実践し、新聞でも丁寧な授業を取り上げられていた平井美津子さんに対して、吉村元大阪市長(現府知事)はこれを SNS で「問題」として投稿。

これが「犬笛」となり、議会で保守・政権与党議員から「偏向」「政治的中立違反」、このような授業を認めるのかと厳しい追及が行われ、学校へのバッシング・脅迫が集中、管理職・委員会からも授業変更の圧力がかかりました。

府教委も「政治的中立性」について、平井さんの授業を6か月にわたり調査、平井さん自身へも何時間もの聞き取りが行われたものの、平井さんは教育の自由と自主性をまもり毅然と対処して、結論として府教委自身が正式に「偏向した内容を教えるものではなかった」と結論付けています。

政権の教科書内容への圧力、与党による「偏向教育密告」にそ政治的中立性をそこねる 妹尾昌俊氏も「政権与党の大臣が政治的中立判断できるのか」

そもそもこれまで教育の中立性をゆがめ、行政機関を最大限「活用」して、次々と教育内容に政権与党などの主張が中心になるような対応をしてきたことこそ、政治的中立性をゆがめるものではないでしょうか。

教科書内容で「沖縄集団自決」「南京虐殺事件」「従軍慰安婦」「強制連行」などの記述について、安倍政権以来、政権与党が記述の変更や、与党の主張をもとにした政府見解を載せることをとめ、実現させてきました。

または安倍政権下で、「学校教育における政治的中立性についての実態調査」という授業、教育内容について保護者、市民などからの「密告キャンペーン」というべき取り組みを与党が実施。

かつて森友幼稚園運動会で園児に「安倍首相頑張れ。安保法制国会通過よかったです」を発見させるパフォーマンスが行われたことについて、文科省はかたくなに「政治的中立性」の半断を避け続けました。

これらの動きは、教育現場に政治的中立性とは正反対の、政権与党の主張を定着させ、対立する授業内容を行わせないように仕向ける、現場への圧力をかけるものといわざるを得ません。

働き方改革で文科省の審議委員などを務める妹尾昌俊氏も「一定の独立性のある教育委員会と違い、与党政治家が任命される文科学大臣が政治的中立性違反を判断してよいのか」「独立性のある委員会など、中立性を判断する手続き、検討方法を議論すべきではないか」と指摘しています。

教育委員会は「教育の自由・自主性」こそ守り、 「不当な支配」(教育基本法)からの防波堤の役割こそ果たすべき

本来、教育委員会は、学校の教育課程編成権や、「教育の自由・自主性」を守り、「不当な支配」からの防波堤となることこそ求められます。

そもそもの「教育内容の政治的中立性」を定めた教育基本法は平和憲法と密接に関連するもので、戦前の政府の指示命令で進められた国家中心の教育、軍国主義教育の反省に立って定められたものです。

教員が独自に工夫して行う子どものための実践、教育が、国家の教育政策、教育方法に沿わないと、時には治安維持法違反で投獄、処罰され、結果として子どもたちを戦場に送りこんだ反省からきていることを改めて立ち返るべきです。